

食品表示部会設置・運営規程

平成21年12月1日

消費者委員会決定

最終改正 平成25年9月20日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会令第一条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（部会の設置）

第二条 消費者委員会（以下「委員会」という。）に食品表示部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌）

第三条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食物品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 内閣総理大臣が、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 四 その他食品の表示に関すること。

（調査会の設置）

第四条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の出席には、会議の開催場所への出席のほか、部会長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 部会に属さない委員は、あらかじめ部会長に届け出ることにより、会議に出席して発言することができる。ただし、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 4 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。ただし、当該臨時委員は、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の議事に関係のある臨時委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 5 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(審議の公開)

第六条 会議の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(部会の議決)

第七条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(議事録)

第八条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所

- 二 出席した委員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条各項、第六条各項、第八条及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

消費者委員会 食品表示部会 委員名簿

平成26年6月1日現在

(部会長)	阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
(部会長代理)	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	安達 玲子	国立医薬品食品衛生研究所 代謝生化学部 第三室長
	池戸 重信	宮城大学名誉教授
	池原 裕二	一般財団法人食品産業センター企画調査部次長
	石川 直基	弁護士
	板倉 ゆか子	消費生活アナリスト
	宇理須 厚雄	藤田保健衛生大学医学部 客員教授
	鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部長
	春日 雅人	独立行政法人国立国際医療研究センター 総長
	栗山 真理子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット「アラジーボット」 専務理事
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長(共同代表)
	迫 和子	公益社団法人日本栄養士会 専務理事
	澁谷 いづみ	愛知県一宮保健所長
	立石 幸一	JA全農 食品品質・表示管理部長
	宮地 邦明	日本チェーンストア協会 食品委員会委員

以上16名

食品表示部会 議事一覧

第26回 平成25年11月6日(水)

1. 食品表示基準の検討方針について
2. 第3次食品表示部会の審議の進め方について

第27回 平成25年11月28日(木)

1. 食品表示基準の検討方針について

第28回 平成26年3月26日(水)

1. 加工食品の表示に関する調査会の中間報告について
2. 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会の中間報告について
3. 栄養表示に関する調査会の中間報告について

第29回 平成26年6月25日(水)

1. 栄養表示に関する調査会、生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会及び加工食品の表示に関する調査会の報告について
2. 食品表示基準案のパブリックコメントについて

第30回 平成26年7月25日(金)

1. 「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」の一部改正について
2. 「乳等表示基準府令」の一部改正について

食品表示部会
栄養表示に関する調査会
生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会
加工食品の表示に関する調査会
報告書とりまとめ

平成 26 年 6 月 25 日
消費者委員会 食品表示部会

1. はじめに

平成 25 年 6 月 28 日に食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）が公布され、同法第 4 条第 1 項において、「内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項、表示の方法その他事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。」とされている。

また、同法第 4 条第 2 項において、「内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かななければならない。」とされている。そのため、消費者委員会食品表示部会（以下「部会」という。）では、食品表示法における表示の基準（以下「食品表示基準」という。）の案について意見を述べるにあたり、食品表示基準の全体の構成、食品表示基準策定に当たっての基本的な考え方、基準を統合するに際して必要な検討課題について、消費者庁との協力の下、調査審議を行うこととした。

なお、食品表示法附則第 1 条において「公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とされており、食品表示基準の策定に当たっても平成 26 年夏ころまでに一定の方向性を示すべく調査審議を進める必要がある。短期間の中で、多くの審議項目について、同時並行的に効率よく審議していくため、食品表示部会設置・運営規程第 4 条に基づき、部会の下に「栄養表示に関する調査会」（以下「栄養調査会」という。）「生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会」（以下「生鮮調査会」という。）「加工食品の表示に関する調査会」（以下「加工調査会」という。）の 3 つの調査会を設置した。

食品表示基準の調査審議にあたっては、食品を「加工食品」、「生鮮食品」及び「添加物」に区分し、食品関連事業者等を「一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者」、「業務用食品を扱う事業者」及び「食品関連事業者以外の販売者」に区分し、それぞれ 9 つの区分について、横断的事項の表示事項、表示方法及び個別的事項の表示事項、表示方法等の内容を定め、現行 58 本の表示基準を 1 本に統合することが部会において確認された。

また、「加工食品」、「生鮮食品」の区分の定義については、原則として、JAS法の品質表示基準等における定義を、食品表示基準に引き継ぐことも確認された。

なお、同部会において、栄養表示の義務化の導入時期については、食品表示法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、環境整備の状況を踏まえ決定とすることが確認された。

2. 各調査会における審議結果の概要

審議結果の概要は、以下のとおりであるが、詳細については、各調査会の報告書を参照されたい。

なお、各調査会の報告書に記載した意見に加え、さらに第29回食品表示部会において出された意見については、別紙に記載する。

(1) 栄養調査会のとりまとめの概要

栄養調査会では、栄養表示に関する対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の論点について5回にわたって検討を行った結果、同調査会報告書のとおり、方向性がとりまとめられた。

なお、以下の事項については、Q&A等で示すべきとの意見がとりまとめられた。

強調表示の表現例について

消費者に誤認を与えないよう説明すること。

新たに強調表示とみなす事項について

- ・強調表示の基準を満たさずに色や文字の大きさ等で目立たせた表示は、消費者に強調表示と誤認される可能性があるため、このような表示をすることは望ましくない旨を示すこと。
- ・商品名等で誤認を招くような表現についても望ましくない旨を示すこと。

(2) 生鮮調査会のとりまとめの概要

生鮮調査会では、生鮮食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、業者間取引における表示方法の整理等について5回にわたって検討を行ったが、異種混合の食品表示の取扱いについては、さらなる検討が必要であるとの課題が残ったため、上部組織である食品表示部会に申し送ることとなった。

なお、以下の事項については、Q&A等で示すべきとの意見や、食品表示基準案（以下「新基準案」という。）にかかる通知や用語の統一への対応が必要との意見がとりまとめられた。

「生鮮食品」と「加工食品」の区分について

具体的にどのような行為が「製造」、「加工」、「調整」、「選別」に当てはまるかについて、Q&A等で説明すること。

現行の表示基準に係る通知等のうち、基準に規定するものについて新基準案に規定する通知等を全て示すこと。

用語の統一について

用語の統一にあたり、使用される用語の出来るだけ多くの事例表示や用語自体の平易化を図ること。

(3) 加工調査会のとりまとめの概要

加工調査会では、加工食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、アレルギー表示、レイアウト及び文字の大きさ等について8回にわたって検討を行ったが、以下のとおり課題が残ったため、上部組織である食品表示部会に申し送ることとなった。

製造所固有記号について

加工食品調査会報告書「4 - 3 . 製造所固有記号について」(1) ~ (4) で示された見直し案に加え、以下の(ア) ~ (カ)の代替案について、事業者、消費者から意見聴取し、その結果を踏まえて検討すること。

- (ア) 製造所又は加工所の所在地を表示することが原則であり、例外規定である製造所固有記号の使用は認めない。
- (イ) 例外規定を認める条件を明確化し、表示面積により記載が難しいなど定められた条件を満たした場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- (ウ) 例外規定として、「共用包材によるコスト削減のメリットがある場合」、「表示可能面積に制約がある場合」に加え「販売者が食品の安全性の責任を有するため販売者を表示する場合」を追加し、この3つのそれぞれの場合において、製造所固有記号による表示を可能とする。
- (エ) 例外規定として、自社の複数工場で生産をしている場合のみ製造所固有記号による表示を可能とする。
- (オ) 消費者が製造所を知りたいということであれば、現行データベースの改善、応答義務、知りたい製造所を固有記号からたどれる仕組み(消費者の検索利用)、製造所固有記号の再審査制の4つの取組みを行う。
- (カ) 現行制度の問題点が整理されていない段階で、実態を踏まえずに大きな改正をすべきではない。冷凍食品の農薬混入事件と製造所固有記号とは直接の関係はないことから、現時点では、明らかに問題とされている消費者庁のデータベースの改善措置のみ講じる。

容器包装の面積に係る省略規定について

栄養表示が義務化されることから、30 cm²以上の表示事項の省略規定について検討すること。

なお、以下の事項については、Q&A等で示すべきとの意見や、用語の統一への対応が必要との意見がとりまとめられた。

「表示責任を有する者」について

「製造者」「加工者」の定義を明確にすべきである、定義が明確にできないのであればQ&Aの整理が必要であること。

表示のレイアウトについて

消費者が表示の中で、どこから食品添加物であるか判断できる表示方法をQ&A等で示すこと。

用語の統一について

新基準案に使用されるすべての用語の個別、具体的な一覧表を整理し示すこと。

第29回食品表示部会における各調査会の報告書に関する意見

(1) 栄養調査会の報告書

1 - 2 義務化の対象成分について

- ・カリウム、コレステロール、トランス脂肪酸等の項目について十分な議論をした上で、位置づけを決めるべきである。

2 - 2 栄養表示義務の免除対象食品について

- ・原材料の栄養表示がない場合、最終加工食品で栄養表示をすることは難しい。
- ・酒類については、アルコール度数だけではわからないカロリーの多い商品もあるため、栄養表示が必要である。

4 - 1 栄養強調表示(補給ができる旨/適切な摂取ができる旨の表示)について

- ・脂質の「含まない旨」の表示について、ドレッシングタイプ調味料に設けられている例外規定は廃止すべきである。

5 - 2 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について

- ・サービングサイズの検討を国主導で進めていくべきである。

(2) 生鮮調査会の報告書

2 - 1 「生鮮食品」と「加工食品」の区分

- ・「生鮮食品」と「加工食品」を法令上で分けるのは難しく混乱する部分が残るため、見直しが必要である。

(3) 加工調査会の報告書

2 - 2 (6) 品目ごとに定める原材料名の表示の方法

- ・個々の例外規定については、今後の課題として議論すべきである。

4 - 3 製造所固有記号について

- ・製造所固有記号は、製造所にしか使用できない制度のため、表示責任者と製造所等の2箇所を記載するルールでは成り立たない制度である。
- ・輸入品の表示は輸入者のみとなっている。それでも表示責任者と製造所等の2箇所を記載する必要があるのか。
- ・現在、製造所固有記号が使われている実態を把握した上で、議論すべきである。
- ・食品の安全性の責任者を明示するということであれば、製造者、販売者は併記すべきである。

- 7 食品表示基準におけるアレルギーを含む食品の表示について
- ・ 現行通知で表示を奨励している特定原材料に準ずるものについて、通知ではなく、基準に規定すべきである。
 - ・ 酒類についても表示免除とせず、表示すべきである。

平成25年11月12日
最終改正 平成25年12月10日

食品表示部会における調査会の設置について

消費者委員会 食品表示部会長
阿久澤 良造

食品表示部会において、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに意見を述べるにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、食品表示部会設置・運営規程第四条第1項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1. 設置する調査会の名称

栄養表示に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、栄養表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

栄養表示に関する調査審議を行うにあたり、対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の論点について検討を行う。

4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

1. 設置する調査会の名称

生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会

2．設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、生鮮食品・業務用食品の表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3．調査会の所掌

(1) 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査審議を行うにあたり、生鮮食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、業者間取引における表示方法の整理等

(2) 食品表示基準に関する検討のうち、栄養表示に関する調査会及び加工食品の表示に関する調査会の所掌に属さないもの(添加物のみ販売する場合の表示方法等を含む。)

について検討を行う。

4．調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

1．設置する調査会の名称

加工食品の表示に関する調査会

2．設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、加工食品の表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3．調査会の所掌

加工食品の表示に関する調査審議を行うにあたり、加工食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、アレルギー表示、レイアウト及び文字の大きさ等について検討を行う。

4．調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

附 則

この規定は、平成25年12月10日から施行する。

消費者委員会 食品表示部会 栄養表示に関する調査会 委員名簿

平成26年4月1日現在

(座長)	澁谷 いづみ	愛知県一宮保健所長
(座長代理)	迫 和 子	公益社団法人日本栄養士会 専務理事
	池 原 裕 二	一般財団法人食品産業センター企画調査部次長
	板 倉 ゆ か 子	消費生活アナリスト
	河 野 康 子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長(共同代表)
	宮 地 邦 明	日本チェーンストア協会 食品委員会委員

以上6名

栄養表示に関する調査会 議事一覧

第1回 平成25年12月4日(水)

1. 栄養表示の対象成分について

第2回 平成26年1月22日(水)

1. 栄養表示の対象食品及び対象事業者について

第3回 平成26年3月12日(水)

1. 栄養表示の対象食品について
2. 各栄養成分の分析法及び「誤差の許容範囲」の考え方について

第4回 平成26年4月24日(木)

1. 栄養強調表示等について

第5回 平成26年5月29日(木)

1. 栄養成分表示の方法について
2. 栄養表示の対象成分について
3. 栄養表示の対象事業者について

第6回 平成26年6月12日(木)

1. 栄養表示に関する調査会のとりまとめについて

消費者委員会 食品表示部会 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会 委員名簿

平成26年6月1日現在

(座長)	池 戸 重 信	宮城大学名誉教授
(座長代理)	春 日 雅 人	独立行政法人国立国際医療研究センター 総長
	池 原 裕 二	一般財団法人食品産業センター企画調査部次長
	石 川 直 基	弁護士
	板 倉 ゆ か 子	消費生活アナリスト
	栗 山 眞 理 子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット 「アラジーボット」専務理事
	立 石 幸 一	J A 全農 食品品質・表示管理部長
	宮 地 邦 明	日本チェーンストア協会 食品委員会委員

以上8名

生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会 議事一覧

第1回 平成26年1月24日(金)

1. 食品表示基準における「生鮮食品」と「加工食品」の整理について

第2回 平成26年2月19日(水)

1. 生鮮食品の表示基準のイメージ案について
2. 業務用食品への表示について

第3回 平成26年3月14日(金)

1. 生鮮食品における表示基準の統合について
2. 販売の用に供する添加物の表示について

第4回 平成26年5月12日(月)

1. 生鮮食品、添加物、業務用食品等に関する用語の整理について
2. 現行の表示基準に係る通知等のうち、基準に規定するものについて
3. 食品表示基準における生鮮食品と加工食品の区分の例について

第5回 平成26年6月13日(金)

1. 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会のとりまとめについて

消費者委員会 食品表示部会 加工食品の表示に関する調査会 委員名簿

平成26年6月1日現在

(座長)	宇理須 厚雄	藤田保健衛生大学医学部 客員教授
(座長代理)	安達 玲子	国立医薬品食品衛生研究所 代謝生化学部 第三室長
	池戸 重信	宮城大学名誉教授
	池原 裕二	一般財団法人食品産業センター企画調査部次長
	石川 直基	弁護士
	鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部長
	栗山 眞理子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット 「アラジーボット」 専務理事
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長(共同代表)
	立石 幸一	JA全農 食品品質・表示管理部長

以上9名

加工食品の表示に関する調査会 議事一覧

第1回 平成25年12月25日(水)

1. 表示責任を有する者等の整理について
2. 食品表示基準における加工食品の表示方法等の作成方針について

第2回 平成26年1月23日(木)

1. 表示責任を有する者及び実際に製造等を行う場所の整理について
2. JAS法に基づく加工食品における個別品質表示基準の統合について
(農産加工品、飲料関係)

第3回 平成26年2月28日(金)

1. 個別品質表示基準の統合等について
2. 食品表示基準における販売形態ごとの適用範囲について

第4回 平成26年3月20日(木)

1. 加工食品における表示基準の統合について(各論)
2. 表示レイアウト及び文字の大きさについて

第5回 平成26年4月17日(木)

1. 食品表示基準におけるアレルギーを含む食品の表示について
2. 食品表示基準における製造所固有記号制度について

第6回 平成26年5月14日(水)

1. 加工食品に関する用語の整理について
2. 表示レイアウト及び文字の大きさについて

第7回 平成26年6月5日(木)

1. 食品表示基準におけるアレルギーを含む食品の表示について
2. 食品表示基準における製造所固有記号制度について

第8回 平成26年6月20日(金)

1. 加工食品における複合原材料の表示方法について
2. 表示レイアウト及び文字の大きさについて
3. 食品表示基準における食肉製品と食肉について
4. 加工食品の表示に関する調査会のとりまとめについて

消費者委員会 公共料金等専門調査会設置・運営規程

平成24年11月13日

消費者委員会決定

最終改正 平成25年9月20日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）の公共料金等専門調査会の設置、所掌事務、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（専門調査会の設置）

第二条 委員会に公共料金等専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（専門調査会の所掌）

第三条 専門調査会は、委員会の求めに応じて、公共料金等に関する重要事項について調査審議する。

（調査会の設置）

第四条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座

長は、当該調査会の事務を掌理する。

- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の会議)

第五条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会の会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(審議の公開)

第六条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(議事録の作成)

第七条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(消費者庁の協力)

第八条 専門調査会は、調査審議に当たって、消費者庁の協力を得る。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

消費者委員会 公共料金等専門調査会 委員名簿

平成26年4月1日現在

	氏名	所属
(座長)	古 城 誠	上智大学法学部教授
(座長代理)	井 手 秀 樹	慶應義塾大学商学部教授
	蟹 瀬 令 子	レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社 代表取締役
	古 賀 真 子	特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
	白 山 真 一	公 認 会 計 士
	陶 山 恵 子	北九州市消費者団体連絡会
	松 村 敏 弘	東京大学社会科学研究所教授
	矢 野 洋 子	東京消費者団体連絡センター事務局長
	山 内 弘 隆	一橋大学大学院商学研究科教授

以上9名

なお、消費者委員会の岩田喜美枝委員、橋本智子委員、山本隆司委員が、公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

公共料金等専門調査会議事一覧

第7回 平成25年11月14日(木)

1. 公共料金等専門調査会における当面の検討課題について
2. 消費税率の引上げに伴う定形郵便物の上限料金の改定等について

第8回 平成25年11月18日(月)

1. 消費税率の引上げに伴う定形郵便物の上限料金の改定等について

第9回 平成26年2月14日(金)

1. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定について
 - (1) J Tのたばこ小売価格の改定について
 - (2) 鉄道運賃、バス運賃、タクシー運賃の改定について

第10回 平成26年8月20日(水)

1. 公共料金問題に係る検討の進め方について

平成 25 年 10 月 29 日

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の設置について

消費者委員会

公共料金等専門調査会座長 古城 誠

消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第三条に掲げる事項について、専門調査会の調査審議を行うため、同規程第四条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1．設置する調査会の名称

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会

2．設置の理由

公共料金等専門調査会が消費者委員会公共料金等専門調査会設置・運営規程第三条に掲げる事項について調査審議する場合において、家庭用電気料金の値上げ認可申請がなされた電気事業者に対して消費者の視点から申請内容の検証を行うため。

3．調査会の所掌

電気事業者による家庭用電気料金の値上げ認可申請について、決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保が十分なされているか、消費者の理解を得られるよう説明がなされているか、といった視点から申請内容の検証を行う。

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会 委員名簿

平成26年4月1日現在

(座長)	こじょうまこと 古 城 誠	上智大学法学部教授
(座長代理)	いでひでき 井 手 秀 樹	慶應義塾大学商学部教授
	かにせれいこ 蟹 瀬 令 子	レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社代表取締役
	こがまさこ 古 賀 真 子	特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
	しらやましんいち 白 山 真 一	公認会計士
	すやまけいこ 陶 山 恵 子	北九州市消費者団体連絡会
	やのようこ 矢 野 洋 子	東京消費者団体連絡センター事務局長

以上7名

なお、消費者委員会の岩田喜美枝委員、橋本智子委員、山本隆司委員が、公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会議事一覧

第12回 平成25年11月18日(月)

1. 中部電力の電気料金値上げ認可申請の内容についてのヒアリング

第13回 平成26年1月8日(水)

1. 電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会について
2. 中部電力へのヒアリング(委員からの質問事項への回答)
3. 消費者庁作成「チェックポイント(案)」の検討

第14回 平成26年3月31日(月)

1. 査定方針案の経済産業省ヒアリングについて
2. 電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会(名古屋)の報告について

第15回 平成26年4月4日(金)

1. 中部電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に関する調査会意見について

第16回 平成26年8月20日(水)

1. 北海道電力の電気料金値上げ認可申請についてのヒアリング

消費者委員会 景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等
に関する専門調査会設置・運営規程

平成 25 年 12 月 17 日
消費者委員会決定

消費者委員会令（平成 21 年政令第 216 号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）の景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会の設置、所掌事務、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（専門調査会の設置）

第二条 委員会に景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（専門調査会の所掌）

第三条 専門調査会は、平成 25 年 12 月 9 日付消制度第 201 号をもって内閣総理大臣より委員会に諮問のあった、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号））上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

（調査会の設置）

第四条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。

- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の会議)

第五条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会の会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(審議の公開)

第六条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(議事録の作成)

第七条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項

四 審議経過

五 審議結果

(消費者庁の協力)

第八条 専門調査会は、調査審議に当たって、消費者庁の協力を得る。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年12月17日から施行する。

**消費者委員会
景品表示法における不当表示に係る
課徴金制度等に関する専門調査会
委員名簿**

平成 26 年 2 月 4 日現在

	氏名	所属
(座長)	1 小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授
	2 鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	3 川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	4 白石 忠志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	5 長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局次長
	6 増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事
	7 宮城 朗	弁護士

以上 7 名

審 議 経 過

会議名	
開催日	議 題
第 1 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会	
平成 26 年 2 月 6 日 (木)	消費者庁でのこれまでの検討状況について 今後の調査審議の進め方について
第 142 回本会議・第 2 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 2 月 13 日 (木)	制度導入の必要性 導入すべき制度の趣旨・目的(被害回復の視点等)について 検討すべき論点の整理
第 144 回本会議・第 3 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 2 月 25 日 (火)	経済団体からのヒアリング ・一般社団法人日本経済団体連合会 ・全国商工会連合会 ・公益社団法人経済同友会
第 146 回本会議・第 4 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 3 月 11 日 (火)	既存の課徴金制度についてのヒアリング ・独占禁止法(公正取引委員会) ・金融商品取引法、公認会計士法(金融庁) 事業者団体からのヒアリング ・一般社団法人日本フードサービス協会 ・一般社団法人日本旅館協会 景品表示法の改正案について
第 148 回本会議・第 5 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 3 月 18 日 (火)	要件・手続等に関する検討 ・対象事案(対象行為、主観的要素、規模基準、除斥期間)
第 149 回本会議・第 6 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 3 月 20 日 (木)	要件・手続等に関する検討 ・対象事案(除斥期間) ・賦課金額の算定(基本的な考え方、加算・減算・減免措置、対象期間) ・裁量性 ・調査権限・手続保障・徴収手続
第 151 回本会議・第 7 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 4 月 1 日 (火)	中間整理について

会議名	
開催日	議 題
第 153 回本会議・第 8 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 4 月 16 日（水）	今後の調査審議のスケジュールについて 被害回復の在り方について
第 154 回本会議・第 9 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 4 月 22 日（火）	要件・手続等に関する検討
第 156 回本会議・第 10 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 5 月 1 日（木）	経済団体からのヒアリング ・一般社団法人日本経済団体連合会 ・全国商工会連合会 ・日本商工会議所 要件・手続等に関する検討
第 157 回本会議・第 11 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 5 月 7 日（水）	事業者団体からのヒアリング ・日本チェーンストア協会 ・公益社団法人日本通信販売協会 フリーディスカッション（取りまとめの検討に向けた意見交換）
第 161 回本会議・第 12 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 5 月 28 日（水）	被害回復の在り方について 取りまとめに向けた検討
第 162 回本会議・第 13 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議	
平成 26 年 6 月 10 日（火）	答申案の検討

消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程

平成26年3月25日

消費者委員会決定

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）のワーキング・グループ（以下同じ）の設置、所掌事務、構成、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（ワーキング・グループの設置）

第二条 委員会に別紙のとおりワーキング・グループを置く。

（ワーキング・グループの所掌）

第三条 ワーキング・グループは、個別分野における委員会の主要検討課題について、当該課題に専門的知見を有する有識者等の協力を得つつ、集中的に調査審議を行い、その結果を委員会に報告する。

（ワーキング・グループの構成）

第四条 ワーキング・グループに属すべき構成員は、別紙のとおりとする。

2 ワーキング・グループには座長を置き、当該ワーキング・グループに属する委員から委員長が指名し、座長は、当該ワーキング・グループの事務を掌理する。

3 座長に事故があるときは、当該ワーキング・グループに属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（ワーキング・グループの会議）

第五条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、ワーキング・グループの会議を招集し、その議長となる。

2 ワーキング・グループの会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。

3 ワーキング・グループに属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることに

- より、会議にオブザーバーとして出席し、発言することができる。
- 4 座長は、必要により、臨時委員又は専門委員をオブザーバーとして会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
 - 5 座長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(審議の公開)

- 第六条 ワーキング・グループの開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。
- 2 ワーキング・グループは、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
 - 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、ワーキング・グループはその理由を公表する。
 - 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
 - 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(議事録の作成)

- 第七条 ワーキング・グループの議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過
 - 五 審議結果

(雑則)

- 第八条 この規程に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年3月25日から施行する。

(別紙)

ワーキング・グループの名称・目的・構成員

(: 座長、 : 座長代理)

ワーキング・グループ名称	目的	構成員
食品ワーキング・グループ	食品の安全・表示等 について検討する こと	阿久澤 良造 委員 夏目 智子 委員 唯根 妙子 委員

食品ワーキング・グループ 議事一覧

第1回 平成26年4月22(火)

1. 「食品に含まれるトランス脂肪酸の食品健康影響評価」について

第2回 平成26年7月1日(火)

1. 東京大学大学院医学系研究科 佐々木 敏 教授からのヒアリング

クレジットカードを利用した取引に関する消費者問題についての審議の経緯

平成 22 年

10 月 22 日 第 27 回消費者委員会本会議

「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」発出

平成 23 年

5 月 13 日 第 53 回消費者委員会本会議

消費者基本計画の検証・評価・監視

10 月 27 日 第 72 回消費者委員会本会議

消費者基本計画の検証・評価・監視

平成 24 年

5 月 22 日 第 89 回消費者委員会本会議

消費者基本計画の検証・評価・監視

平成 25 年

8 月 27 日 第 131 回消費者委員会本会議

インターネットを通じた消費者の財産被害対策について

11 月 12 日 第 135 回消費者委員会本会議

消費者基本計画の検証・評価・監視について(インターネットによる財産被害対策)のヒアリング

平成 26 年

5 月 20 日 第 159 回消費者委員会本会議

消費者基本計画の検証・評価・監視について(インターネットによる財産被害対策)のヒアリング

7 月 22 日 第 167 回消費者委員会本会議

クレジットカード取引についてのヒアリング

7 月 29 日 第 168 回消費者委員会本会議

クレジットカード取引についてのヒアリング

以上

地方消費者委員会(消費者問題シンポジウム)開催実績

(第11回の広島開催より名称を消費者問題シンポジウムに変更)

開催日	回数	開催場所	主催	後援	基調講演	参加委員
平成25年 12月14日(土)	第10回	滋賀県大津市	内閣府消費者委員会 NPO法人消費者ネット・しが	滋賀県 大津市 滋賀弁護士会 滋賀県司法書士会	「健康食品の表示等のあり方について」	河上委員長 阿久澤委員
平成26年 3月8日(土)	第11回	広島県広島市	内閣府消費者委員会 NPO法人消費者ネット広島	広島県 広島市 広島弁護士会 広島司法書士会	「食品表示について」	河上委員長 阿久澤委員
平成26年 7月12日(土)	第12回	静岡県静岡市	内閣府消費者委員会 消費者問題ネットワークしずおか	静岡県 静岡市 静岡県弁護士会 静岡県司法書士会 静岡市PTA連絡協議会	「消費者教育の推進に向けて」	河上委員長 夏目委員

第10回地方消費者委員会（大津）実施報告

平成25年12月
消費者委員会事務局

- 開催日時：平成25年12月14日（土） 13：30～16：30
- 開催場所：滋賀弁護士会館 4階大会議室
- 主催：内閣府消費者委員会、特定非営利活動法人消費者ネット・しが
- 後援：滋賀県、大津市、滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会
- 参加人数：73人

○内容のポイント

<プログラム>

公開シンポジウム「健康食品の表示等のあり方について」

1. 開会挨拶

土井裕明 特定非営利活動法人消費者ネット・しが 理事長

2. 基調講演「消費者委員会の活動と食の安全」

講師：河上正二 消費者委員会委員長・東京大学大学院教授

3. 講演「健康食品等について」

講師：阿久澤良造 消費者委員会委員・日本獣医生命科学大学応用生命科学部長

4. ケーススタディ「健康食品に係る問題についての現場からの事例報告」

報告者：清水文子 滋賀県消費生活センター副主幹

5. パネルディスカッション

パネリスト：小林一夫 公益財団法人日本健康・栄養食品協会
健康食品部次長兼 JHFA 担当課長

清水文子 滋賀県消費生活センター副主幹

竹田秀一 消費者庁食品表示企画課長

土井裕明 特定非営利活動法人消費者ネット・しが理事長

コーディネーター：阿久澤良造 消費者委員会委員・日本獣医生命科学大学応用生命科学部長

6. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

○パネルディスカッションの概要

「いわゆる健康食品の機能性表示について」を軸に討論が行われた。

<パネリストからの主なコメント>

・①原材料の安全性、②製造工程が管理されていること、③科学的根拠、が確認されたものについては、いわゆる健康食品であっても機能性表示が認められて良いのでは、というのが現在の健康食品業界の解釈ではないか。

・県内における健康食品に係る相談は、送りつけによるものが多く、消費者が表示を確かめるまでに至っていないのが現状。事業者には、何を知らせてもらいたいのかをわかりやすく表示した、消費者が冷静に判断できる広告を作成いただきたい。

・消費者庁としては、①安全性確保の仕組みの構築、②消費者の自主的・合理的選択の保障、③根拠のない表示・広告、悪質な販売方法に対する取締りの強化、④バランスのとれた食生活が健康維持の基本であることの理解促進と、「健康食品」の安全な活用のための消費者教育・啓発、情報発信の強化、を図っていく。消費者が納得していわゆる健康食品を利用・購入できるような仕組みを構築していかなくてはならないと考えている。

・いわゆる健康食品については効能効果がうたえないために、効能効果を明言せずイメージさせる広告（イメージ広告）が多いと指摘されている。しかし現状は、特定保健用食品（トクホ）の広告ですら、認められた記載を超えた効能効果をイメージさせる広告を行っている。いわゆる健康食品について、各企業の責任において機能性表示が認められれば、より一層イメージ広告が増えてしまうのではないか。

・規制改革実施計画のなかで、いわゆる健康食品についても機能性表示を認める方向性が示された。ただし、その際は「エビデンス（根拠）があるものに対しどこまで表示して良いのか」も同時に考える必要がある。エビデンスの取り方については、今後有識者に検討していただく必要がある。

・「エビデンスがあるものに対しどこまで表示して良いのか」ということと、「どのような広告を行うか」は別の問題ではないか。一般消費者が広告を見てどのように受け止めるかも検討する必要がある。

・いわゆる健康食品は、高齢者の不安につけこむ形で広告しているのが現状ではないか。消費者が納得して購入するのであれば良いとの意見が出たが、「理解をした上で」という前提がつくのではないか。消費者本人は納得して購入し満足を得ていても、第三者から見るといわゆる健康食品について理解できていないのではないかと思われる事例もある（非常に高額な高麗人参の購入など）。

・消費者委員会のアンケートによると、いわゆる健康食品は利用者の約6割が概ね満足しているとの結果が出ており、ヘルスケア用品のように、満足を得るために利用されている面もあると思われる。誇大広告や送りつけ商法は論外だが、いわゆる健康食品の広告を考

えるうえで、そのような側面も理解する必要がある。

<フロアからの質問・意見>

- ・いわゆる健康食品について、今後何らかの定義を設ける予定はあるのか。
- ・いわゆる健康食品については各企業による機能性表示を認める方向とのことだが、法令を逸脱しているか否かがグレーな広告が増加するのではないか。
- ・健康食品の表示に関するシンポジウムであるならば、医師へも参加を促してはどうか。
- ・トクホ制度が開始されたから20年以上が経過しているが、どの省庁も制度の検証を実施していない。制度自体の存続可否も含め、ぜひ検討いただきたい。
- ・いわゆる健康食品の過剰摂取によるデメリットについてはどうお考えか。

<河上委員長の総括コメント>

- ・「食」は消費生活の基本であり、安全・安心に摂取できることが消費者問題解決の第一歩だと考えている。委員会としても真摯に取り組んで参りたい。
- ・いわゆる健康食品にも機能性表示を認める方向性については、個人的に疑問を覚える。また、トクホ制度についても存続可否についての疑問ももっともだと考える。5～10年毎の見直しなど必要ではないか。現行法の運用については委員会としても注視していきたい。
- ・食品の表示等について、消費者にとって不利益が生じないように、消費者庁と消費者委員会にはブレーキを踏むことが期待されている。
- ・いわゆる健康食品について問題とされているのは一部のアウトサイダーであり、多くは良心的な企業。問題解決のためには良心的な企業の協力が不可欠。

※また、河上委員長は、12月13日に、滋賀県の北川総合政策部長と懇談の後、大津市の越直美市長を表敬訪問した。

(以上)

「消費者問題シンポジウム in 広島」実施報告

平成26年3月
消費者委員会事務局

開催日時：平成26年3月8日（土） 13：30～16：30
開催場所：広島YMCA国際文化センター 3号館2階 多目的ホール
主催：内閣府消費者委員会、
適格消費者団体・特定非営利活動法人消費者ネット広島
後援：広島県、広島市、広島弁護士会、広島司法書士会
参加人数：75人

内容のポイント

<プログラム>

公開シンポジウム「食品表示について」

1. 開会挨拶

吉富啓一郎 適格消費者団体・特定非営利活動法人消費者ネット広島 理事長

2. 基調講演「消費者委員会の活動と食の安全」

講師：河上正二 消費者委員会委員長・東京大学大学院教授

3. 講演「食品表示について」

講師：阿久澤良造 消費者委員会委員・日本獣医生命科学大学応用生命科学部長

4. ケーススタディ「食品表示に係る問題についての現場からの事例報告」

報告者：川手三枝子 広島県生活センター消費生活相談員

5. パネルディスカッション

パネリスト：安藤峰央 消費者庁食品表示企画課

川手三枝子 広島県生活センター消費生活相談員

中原律子 広島県消費者団体連絡協議会会長

長谷川公彦 公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）専務理事

コーディネーター：阿久澤良造 消費者委員会委員・日本獣医生命科学大学応用生命科学部長

6. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

パネルディスカッションの概要

食品表示について、以下を軸に討論を行った。

「分かりにくい表示はなぜ分かりにくいのか」について

「表示の信用度」について

<パネリストからの主なコメント>

・パッケージの裏の表示を見なければ分からないような商品は作って欲しくないというのが消費者の本音だと思う。表示違反でなければいいということではなく、その商品を適切に消費者に伝えたいという意図で商品を作るようメーカーには強く要望したい。

・それぞれに細かいルールがあって、分かりづらい。例えばお刺身、まぐろ単体であれば、産地表示があるが、盛り合わせになるとない。遺伝子組み換え、添加物、増粘剤にしても丸めて表示することで、消費者は、本当は何が使っているのか分からない。今後、一元化表示で分かりやすくなることを期待したい。

・分かりやすさは人によって基準が違う。幅広く物質があるものは、物質をずらずら書くよりも、甘味料なら甘味料とまとめた方がよいという判断ではないか。

・分かりにくさについて、食肉製品についていえば、JAS法と、食品衛生法で定義が違う。法律間で定義が違う。今後、統一を図っていきたい。

・全ての情報をラベルの中に収めるには限界がある。パッケージ上だけでなく、お客様相談室への電話や、ホームページそういうツールを工夫しながら、情報提供について考えていく必要があると事業者は考える。

・産地表示について、様々な指摘を受けている。刺身盛り合わせなどについて、まぐろ単体にはあるのに、盛り合わせにはない、そのギャップを埋める必要があると考える。少しずつ分かりやすく変えられる部分はどんどん対応していきたいと考えている。

・零細企業に、毎日原産地が変わるものにも表示をして下さいという要望はしないが、表示をしなくてもいいというわけではなく、問い合わせをすれば、きちんと回答が得られるような表示のルールを考えてはどうか。パッケージに表示をするだけでなく、聞けば即答できる体制をとって頂きたい。

・企業が偽っているわけではなく、法対応の限界、バリエーションの問題。法対応をしているが、表示を受取る消費者とのギャップを埋めていかなければいけない。消費者から意見を頂戴して、コミュニケーションをしていくことで、相互の信頼関係が高まれば、表示に対する信頼度も上がると考える。そういう取り組みを社会全体でやっていくことが大事。

・消費者庁は東京にしかない組織だが、農林水産省との併任などで消費者庁の職員として全国各地で対応できる体制にしている。消費者にも厳しい目で見れば、少しずつ改善するのではないか。

・法令違反を排除するしくみとして適格消費者団体の差止請求があるが、どういう時に差

止めできるのか消費者は分からない。相談員としてその制度の活用を図っていきたい。

<フロアからの質問・意見>

- ・ T P P は、食品表示に影響を与えるか。
- ・ 外食産業の表示の部分はアレルギーが中心だが、お米の部分はどうか？
- ・ 内容量虚偽の問題について、外装の重さも書くべきではないか。容器包装リサイクル法がある中で、企業にも特に大きな負担とならないのではないか。
- ・ 一般的に使うものではないものは、成分名だけでなく、効果も書いて欲しい。
- ・ 法・ルール以上にこのような表示をした、このような対応をしたといった企業を表彰するような制度はあるのか。あれば企業のモチベーションアップに繋がるのではないか。
- ・ 新しい表示基準の事業者とは、販売業者と製造業者のどちらのことか？製造業者名があり、所在地、販売業者の記載が望ましいと思う。
- ・ 前提として、自分の身は自分で守るという話があったが、食品表示の安全を置いて健全な社会はありえないと思う。

<河上委員長の総括コメント>

- ・ 食品表示の問題は様々なところで起きている。安全性は譲れない、守るべきところは守らなければいけない。消費者委員会も消費者庁もその部分は、はっきりとした方針をもっているが、そこから先の部分について、情報には限界があることを知っておかなければいけない。受身になっていては、何が起きるか分からない。その意味で消費者自身も賢くならなければいけない。
- ・ 何が適切な表示か、100点はなかなかとれない。今あるものを少しでも改善できないか、事業者、消費者の双方がコミュニケーションをとりながら、一歩ずつ今よりよい表示にもっていく。その部分について消費者自身も主体的に考えていかないといけない。
- ・ 行政は規制緩和をして、事業活動をしやすくしようと提案をしている。その中で、例えば食品の機能性表示など、様々なものについて、まえのめりになってきているが慎重になったほうが良いと考える。
- ・ 分かりやすさと正確さはトレードオフの関係にある。厳密にやるのは難しいのは理解するが、知恵を出して、いい表示になるようやっていきたい。

また、河上委員長は、3月7日に、広島県の湯崎知事を表敬訪問した後、広島市の及川市民局長と懇談した。

(以上)

「消費者問題シンポジウム in 静岡」実施報告

平成 26 年 7 月 15 日
消費者委員会事務局

開催日時：平成 26 年 7 月 12 日（土） 13：30～16：30
開催場所：ALWF ロッキーセンター（静岡市葵区黒金町 5 - 1）
主催：内閣府消費者委員会、
消費者問題ネットワークしずおか
後援：静岡県、静岡市、静岡県弁護士会、静岡県司法書士会、
静岡市 P T A 連絡協議会
参加人数：120 人（関係者含む）

内容のポイント

< プログラム >

公開シンポジウム「消費者教育の推進に向けて」

1. 開会挨拶

小澤吉徳 消費者問題ネットワークしずおか副代表

2. 基調講演「消費者委員会の活動と消費者教育」

講師：河上正二 消費者委員会委員長・東京大学大学院教授

3. 基調講演「地方における消費者教育の推進について」

講師：色川卓男 静岡大学教育学部教授・消費者問題ネットワークしずおか代表

4. パネルディスカッション

パネリスト：尾原知明 消費者庁消費者教育・地方協力課企画官

櫻井由香 静岡市生活文化局市民生活部消費生活センター

夏目智子 消費者委員会委員・全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

増田真也 静岡県司法書士会副会長

コーディネーター：宮下修一 静岡大学大学院法務研究科教授

5. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

パネルディスカッションの概要

消費者教育について、以下を軸に討論を行った。

制度の枠組みについて

具体的な消費者教育をどう進めていくかについて

<パネリストからの主なコメント>

- ・消費者問題に巻き込まれていても、問題が悪化するまで放置し、被害が大きくなるケースがある。自分でどのように対応しなければならないか解っていない消費者がいる。消費者教育が不足していると感じる。
- ・事業者側にも、従業員に対する消費者教育を通じて、消費者問題への対応を検討してもらいたい。こうした活動は結果として事業にプラスになる。
- ・静岡市の昨年実施した市民アンケート結果からは、消費者教育はやはり学校教育が重要との認識が高い。消費者教育推進校の設置を計画している。高齢者の消費者被害については、推進地区を設置し、見守り協議会を通じて出前講座を実施する計画。
- ・消費者教育推進会議、地域フォーラムの開催（6地域）、ポータルサイトの利活用、これら3つのルートを通じて、地域の声、ニーズを吸い上げ、これを消費者教育に関する施策に反映させることを考えている。
- ・教材コンテンツはポータルサイトで対応。予算面について先駆的プログラムを昨年度から取り組んできた。消費者教育の実施についてメニュー方式で行っているため、地域の特性を取り入れた消費者教育を展開していただき、その情報を全国に発信する仕組みを作っている。
- ・学校現場では色々な業務が降りてきているので、消費者教育のみを取り上げることができない、と言われる教師の方もいる。消費者教育に個別に取り組んでいる教師にお願いするほかはないような状況。
- ・現場の中での個別的な対応も大切だが、制度的なアプローチも重要。組織として広がりをもつことは大切。
- ・消費者教育の分野は非常に範囲が広く、また取り組んですぐ効果が出る性質のものではない。教育をする側はただこなしたり、形式的になりがちな所がある。関係団体で互いにチェックしあえる環境作りや情報の一元化が大切。
- ・今後の消費者教育推進の展開については、例えば、今回シンポジウムに参加された方に、まず我々のメッセージが伝わっているかが重要。参加された方には皆さんのバックボーンにメッセージを伝えていただきたい。こうした活動を積み重ねることでより深化させることが重要。
- ・推進計画を作成するにあたり、コーディネーターが一番の課題。シンポジウムに参加された皆様には是非ご協力頂きたい。
- ・消費者教育は生きていくための知恵を身に着ける場。

・世の中の動き、経済の方で規制緩和が進んでいく社会。事後規制となっていく。そこから派生する問題に対して消費者がきちんと対応できる力をつけていくとともに、他方で、規制緩和と同時に規約や業界の自主ルールなどの法律ではないガイドラインなども進むと考えられる。今日参加された方は、是非そういう議論の場に入って頂きたい。議論を交わしてよりよい社会を作って頂きたい。

<フロアからの質問・意見>

・消費者教育の推進に関する法律で、事業者・事業者団体はなぜ努力義務なのか。

消費生活は消費者と事業者との間の直接の取引が主であって、その主体である事業者がなぜ努力義務なのか。こういった経緯があるのか。

・学校教育をもっと推進できればとお話があったが、教育委員会から話があるものはすんなり入っていくが、そうでないものはなかなか受け入れられていない。消費者庁から教育委員会に働きかければもっとはやく進むのではないか。

・先駆的事業の取り組み、予算について。単年度の予算に縛られず、実質的にどういう効果があるかに着目して2～3年で考えるような予算の措置ができないか。

・30億円の基金について地方自治体を通して消費者教育に資金を提供しようという考え方は分かるが、地方で一生懸命、消費者教育を推進している消費者団体の直接補助や支援といったことも考えて頂きたい。

・消費者教育推進地域協議会の設置の要望を各地区の自治体に提出した。これだけ消費者被害がある中ではあるが、財政の問題や、努力規定ということもあり設置が進んでいない。県にも働きかけたが、主体は、市・町ですとの回答。地域推進協議会についても、努力義務ではなく、福祉事務所がある自治体については設置するよう指導してほしい。

また、財政的な問題は活性化基金があるが、非常に使いづらい。利用しやすくして欲しい。

<河上委員長の総括コメント>

・消費者教育は、息の長い活動で、一朝一夕にできるものではない。

・消費者教育に関心のある方が集まりやすい環境や関係者が集まるこうしたフォーラムの場を整備するのは、行政の役割であり、これは重要。(内容を押し付けるものではない。)

・事業者団体が消費者目線でものを考えること、また、従業員に消費者教育を実施することは重要。

・消費者教育に関心を持ってもらえる場を根気よく作る。そこで何を教えるかということを一生涯皆で考える。そういう作業を繰り返していくと、社会は大きく変化していく。

・今回のシンポジウムに来られた方には、消費者教育の担い手として、消費者教育の輪を広げていただくことを期待。

また、河上委員長は、7月11日に静岡県の高副知事を表敬訪問した後、静岡市の秋山市民生活部長と懇談し、静岡県中部県民生活センターを視察した。(以上)

消費者委員会委員と消費者団体等関係団体との意見交換会

(計4回：平成26年8月末現在)

	団体名
平成26年1月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本司法書士会連合会 ・日本弁護士連合会
平成26年1月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人消費者関連専門家会議 ・全国商工会連合会 ・日本経済団体連合会
平成26年2月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体 NPO法人消費者機構日本 ・適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構関西 ・適格消費者団体 NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海
平成26年2月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体 公益社団法人全国消費生活相談員協会 ・適格消費者団体 NPO法人京都消費者契約ネットワーク ・適格消費者団体 NPO法人ひょうご消費者ネット

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文
(分野別件数及び主な内容)

分野	受付件数					累計	主な内容 (平成25年9月～平成26年8月)
	平成25年9月 ～26年8月	平成24年9月 ～25年8月	平成23年9月 ～24年8月	平成22年9月 ～23年8月	平成21年9月 ～22年8月		
消費者安全関係	18	5	11	25	9	68	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美容医療・エステにおける表示・広告の在り方及び安全性確保 ○ 子宮頸がんワクチンの安全性 ○ 医薬部外品等による副作用被害の防止・救済制度等の在り方 ○ 冷凍食品の安全性確保 ○ ガス湯沸器一酸化炭素中毒事故についての消費者安全調査委員会の評価 ○ 製造物責任法の改正 ○ 薬事法施行規則等の一部改正 ○ 低周波音被害による被害解決・被害者救済 ○ プール事故について
取引・契約関係	121	11	27	14	15	188	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定商取引法の指定権利制度の廃止 ○ 商品先物取引の不招請勧誘禁止規制撤廃への反対 ○ 電気通信サービスにおける利用者保護 ○ 適格機関投資家等特例業務の在り方 ○ クラウドファンディングの在り方 ○ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し ○ 再販売価格拘束禁止に関する規制緩和への反対 ○ 電気通信事業法の改正 ○ 消費者契約法の改正 ○ 金融商品取引法施行令の一部改正 ○ クレジットカード取引 ○ 特定架電適正法(仮称)の制定
貸金業法関係	3	7	14	2	16	42	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸金業法改正への反対
食品表示関係	27	9	8	5	9	58	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康食品の表示等の適正化 ○ 健康食品の機能性表示 ○ 食品表示基準の在り方 ○ 外食におけるメニュー表示等の適正化 ○ 特別用途食品表示許可制度の改正等 ○ 原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示等の導入 ○ 食品の製造所固有記号表示の在り方
表示関係 (食品表示を除く)	7	-	-	-	-	7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景品表示法の改正 ○ 景品表示法への課徴金制度の導入
地方消費者行政	8	5	13	14	5	45	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活相談業務の民間委託への反対 ○ 地方消費者行政の充実に向けた支援の拡充 ○ 消費者の財産被害防止 ○ PIO-NETの配備
公益通報者 保護制度	2	0	0	7	0	9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益通報者保護法の改正
個人情報 保護制度	2	1	1	1	3	8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保護法制の在り方 ○ パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱
集団的消費者 被害救済制度	2	3	9	3	2	19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定適格消費者団体の制度整備
料金・物価関係	4	5	1	0	5	15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 灯油等石油製品の価格抑制・安定供給 ○ 電力小売自由化に消費者の意見を反映させるための監視機関の設置 ○ ガスシステム改革
消費者教育	1	1	1	1	1	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者市民サポーター(仮称)の育成
消費者行政 の在り方	1	3	3	4	11	22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力システム改革を検討する会議体の創設
国民生活セン ターの在り方	3	0	10	43	2	58	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民生活センター相模原事務所の研究施設の再開
東日本大震災 関連	0	0	6	6	0	12	-
その他	6	3	2	4	8	23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者基本計画の検証・評価(25年度)及び計画の見直しについて ○ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案への反対 ○ 下部組織の会議運用の在り方
計	205	53	106	129	86	579	-

委員長等記者会見の実績

平成 25 年 10 月 8 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 定例会見

平成 25 年 11 月 12 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見について
- ・ 定例会見

平成 25 年 12 月 17 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 「食品表示等適正化対策」に対する意見について
- ・ 定例会見

平成 26 年 1 月 21 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 定例会見

平成 26 年 2 月 25 日（火）河上委員長記者会見

- ・ クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見について
- ・ 定例会見

平成 26 年 4 月 1 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 「消費者委員会 第 151 回本会議・第 7 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議」における中間整理について

平成 26 年 4 月 22 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 適格機関投資家等特例業務についての提言の概要

平成 26 年 5 月 27 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 定例会見

平成 26 年 6 月 10 日（火）河上委員長記者会見

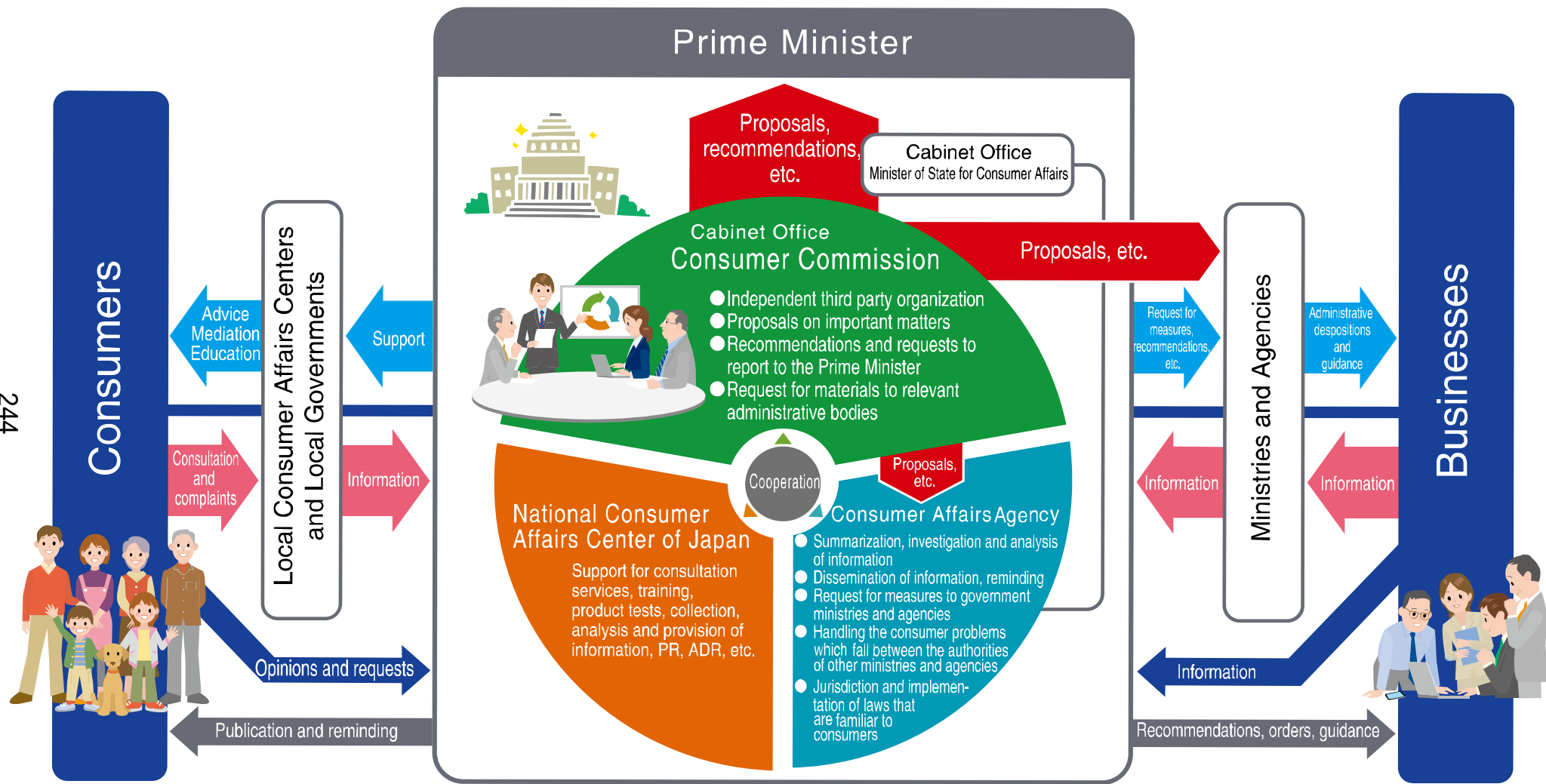
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）

平成 26 年 7 月 15 日（火）河上委員長記者会見

- ・「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する意見について
- ・定例会見

平成 26 年 8 月 26 日（火）河上委員長記者会見

- ・「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」について
- ・定例会見



Proposal: Expression of opinions to the Prime Minister, relevant Ministers or the Commissioner for Consumer Affairs Agency based on the provisions of Paragraph 2 (1) of Article 6, Act for the Establishment of the Consumer Affairs Agency and the Consumer Commission

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年六月五日法律第四十八号）

最終改正：平成二五年六月二八日法律第七〇号

第一章 総則（第一条）

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置（第二条）

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等（第三条 第五条）

第三節 審議会等（第五条の二 第五条の四）

第三章 消費者委員会（第六条 第十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、消費者委員会の設置及び組織等を定めるものとする。

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置

（設置）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。

2 消費者庁の長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等

（任務）

第三条 消費者庁は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

（所掌事務）

第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ

- と。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - 三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 四 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の規定による消費者安全の確保に関すること。
 - 五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による宅地建物取引業者の相手方等（同法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。）の利益の保護に関すること。
 - 六 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の規定による旅行者の利益の保護に関すること。
 - 七 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）の規定による購入者等（同法第一条第一項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。
 - 八 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。
 - 九 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定による購入者等（同法第一条に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。
 - 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定による個人である資金需要者等（同法第二十四条の六の三第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。
 - 十一 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の規定による預託者の利益の保護に関すること。
 - 十二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。
 - 十三 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - 十三の二 消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）第九条第一項に規定する消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。
 - 十四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示（第六条第二項第一号八において「景品類等」という。）の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。
 - 十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること。
 - 十五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること。
 - 十六 食品衛生法第二十条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定す

る虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること。

十八 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。

十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に関すること(個人である住宅購入者等(同条第四項に規定するものをいう。)の利益の保護に係るものに限る。)

二十 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること。

二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 公益通報者(公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)第二条第二項に規定するものをいう。第六条第二項第一号ホにおいて同じ。)の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十三 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七条第一項に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

二十四 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき消費者庁に属させられた事務

(資料の提出要求等)

第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三節 審議会等

(設置)

第五条の二 別に法律で定めるところにより消費者庁に置かれる審議会等は、次のとおりとする。

消費者安全調査委員会

消費者教育推進会議

(消費者安全調査委員会)

第五条の三 消費者安全調査委員会については、消費者安全法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(消費者教育推進会議)

第五条の四 消費者教育推進会議については、消費者教育の推進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三章 消費者委員会

(設置)

第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 個人情報データの適正な取扱いの確保に関する重要事項

ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三 消費者安全法第四十三条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(資料の提出要求等)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第九条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十条 委員及び臨時委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十四条 第六条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。

3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)及び消費者安全法(以下「消費者庁関連三法」という。)の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センター(消費者安全法第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。)の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。)による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二一年四月二四日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二四年九月五日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二八日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

最終改正までの未施行法令（平成二十五年六月二十八日法律第七十号（食品表示法））

第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の二を第四条第一項第十四号の三とする。

第四条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定による販売の用に供する食品に関する表示の適正の確保に関すること。

第四条第一項第十七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

第四条第一項第十七号中「から第三項まで」を削る。

第四条第一項第二十号中「、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準」を削る。

第四条第一項第二十号中「第三十二条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「不当景品類及び不当表示防止法」の下に「、食品表示法」を加える。

第六条第二項第四号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

附則（平成二五年六月二八日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令(平成二十一年八月十四日政令第二百十四号)

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日は、平成二十一年九月一日とする。

消費者委員会令(平成二十一年八月十四日政令第二百十六号)

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

(部会)

第一条 消費者委員会(以下「委員会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(議事)

第二条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

(事務局長等)

第三条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(委員会の運営)

第四条 この政令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

(委員会の所掌事務に関する経過措置)

2 委員会は、消費者庁及び消費者委員会設置法第六条第二項に規定するもののほか、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十年 法律第七十四号)の施行の日の前日までの間、特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百十七号)附則第三条及び割賦販売法 施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百十八号)附則第三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

消費者委員会事務局組織規則(平成二十一年八月二十八日内閣府令第四十五号)

最終改正：平成二二年四月一日内閣府令第二〇号

消費者委員会令(平成二十一年政令第二百十六号)第三条第二項の規定に基づき、消費者委員会事務局組織規則を次のように定める。

- 1 消費者委員会事務局に、参事官及び企画官それぞれ一人を置く。
- 2 参事官は、命を受けて、局務に関する重要事項に係るものに参画する。
- 3 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日内閣府令第二〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）及び消費者委員会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議への出席）

第二条 消費者委員会令第二条第2項及び第3項に規定する出席には、会議の開催場所への出席のほか、委員長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。

（意見の開陳等）

第三条 委員会は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

（議事録の作成）

第四条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

（審議の内容等の公表）

第五条 委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

- 2 委員会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により委員会が会議を非公開とすることを認めた場合は、委員会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により委員会が会議を非公開とすることを必要と認

めた場合を除き、公開する。

- 5 委員会の建議、勧告、意見、提出資料等については、原則として公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が非公開とすることを必要と認めた場合については、非公開とする。

(雑則)

第六条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第二条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。
- 二 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。
- 三 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。
- 四 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること。
- 五 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。
- 六 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は速やかに対応すること。また、関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報に関しても、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに対し、積極的に対応すること。

- 七 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。
- 八 消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。
- 九 消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に収集されるよう、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。
- 十 消費者庁に収集された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースの活用など事故調査のための仕組みを整備すること。
- 十一 消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。
- 十二 消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化をはかること。
- 十三 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果の公表に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。
- 十四 消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会との連携強化のため必要な措置を構ずるものとする。
- 十五 各地の消費生活センターの相談員の聴取能力及び法律知識の水準向上を図るため、独立行政法人国民生活センターを中心とする教育・研修の充実を図ること。
- 十六 地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、今回の法改正の趣旨を周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立されるよう、万全を期すること。
- 十七 相談員の待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置を活用しつつ、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、業務日数の増加による実質的常勤化、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善の取組を促進すること。
- 十八 消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期

するよう要請すること。

十九 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

二十 消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十一 消費者安全法第二十条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益を増進するため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

二十二 消費者被害の情報収集啓発を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の環境整備を図ること。

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（参議院）

政府は、消費者庁関連三法の施行に当たり、消費者庁及び消費者委員会の創設が消費者基本法の基本理念を実現し、行政のパラダイム（価値規範）の転換を行うための真の拠点となるものであることにかんがみ、行政の意識改革を図るとともに、次の事項について万全を期すべきである。

一、消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第二条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。

二、消費者庁がその任務を十全に果たすことができるよう、消費者行政に関する幅広い専門性を持った職員を行政組織内外から登用し、消費者の視点を重視した配置を行うとともに、民間のノウハウの活用を図ること。また、政府全体において公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁における消費者担当部局の強化を行うこと。

三、消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を

始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。

四、消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、情報の共有を始めとして、適宜適切に協力して職務に当たること。

五、消費者の利益の擁護及び増進を図り、真に消費者、生活者が主役となる社会を実現するためには、消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣が、消費者行政の司令塔である消費者庁及び消費者行政全般の監視機能を果たす消費者委員会双方の判断を総合的に勘案し、その掌理する事務を遂行することが極めて重要であることにかんがみ、消費者政策担当大臣の判断を補佐するスタッフの配置を行うこと。

六、消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別、専門性等について十分配慮すること。また、委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること。

七、初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。

八、消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は迅速かつ誠意をもって対応すること。関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報及びその所掌に係る民間事業者に関する情報についても必要に応じて収集・分析を行い、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに応じ、積極的な提供に努めること。

九、消費者委員会が個別具体的な事案に関して「勧告」を行うにあたっては、当該事案に関して的確な情報を得た上で、その必要性を踏まえたものとする。消費者庁及び消費者委員会設置法第八条の「資料の提出要求等」の権限が、その情報収集のための法的担保として設けられているものであるが、事実上の情報収集の手段として、消費者や事業者等からの自発的な通報・提供という形で情報を得ること、消費者委員会の要請に対して事業者等が自ら進んでこれに協力する等の形で、消費者委員会が事情説明や資料提供等を受ける等の調査を行うことまで否定しているわけではないことに留意すること。

十、内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

十一、消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。

十二、消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを

検討すること。

また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとする国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。

十三、消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に集約されるよう、その手続を明確化することにより、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大の防止に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用し、消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行うとともに、消費者庁及び事故の関係省庁、特定行政庁と警察、消防など関係機関は対等・協力の関係をお互いに確認し、事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。なお、事故情報の一元化の体制整備に当たっては、児童や高齢者、妊産婦、障害者等の事故情報について特別な配慮をすること。

また、消費者庁に消費者事故等の原因究明について分析能力を有する人材を登用するとともに、その養成を行うこと。

十五、消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十六、消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たし、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、多様な視点から物事をとらえる能力を身につけ、自主的かつ合理的な行動をすることができるよう、消費者庁と文部科学省が連携を図り、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、財政措置を含め、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成のための措置を講ずること。

また、消費者教育に関する法制の整備についての検討を行うこと。

十七、内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。

また、結果の公表は迅速に行うとともに、国民に対する十分な周知を行うことができるよう、その公表の在り方についても十分配慮すること。

十八、消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会、地方公共団体との連携強化のため必要な措置を講ずるものとする。

十九、聴取能力及び法律知識のみならず、あっせんや行政との連携能力等各地の消費生活センターの相談員にとって必要な能力の水準向上を図るため、教育・研修の機会の拡充を始め、独立行政法人国民生活センターによる支援を強化すること。

また、国民生活センターに配置されている相談員について、その職務内容にふさわしい身分、

待遇の改善に努めること。

二十、地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、消費者庁関連三法制定の趣旨を地方公共団体の長及び議会議長が参加するトップセミナーの実施等を通じて周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。

二十一、各地の消費生活センター等が、障害者、高齢者を含めたすべての消費者にとってアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口として機能するよう、その認知度を高め、多様な相談受理体制の整備が行われるよう万全を期すること。

二十二、相談員の執務環境及び待遇に関する種々の問題点を改善するため、相談員制度の在り方について全般的な検討を行うとともに、地方公共団体における消費者行政の一層の充実を図るため、正規職員化を含め雇用の安定を促進するための必要な措置を早急に講じること。

また、その待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置が着実に活用されるよう地方公共団体に要請するとともに、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善を積極的に支援すること。

なお、地方消費者行政活性化基金を真に地方消費者行政の需要を満たすものとするため、事業を支援するメニューの在り方等について地方公共団体の意見を踏まえるとともに、その弾力的な運用を行うこと。

二十三、消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。

二十四、今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配慮し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、P I O - N E Tの整備、相談員の資格の在り方についても十分配慮すること。

二十五、消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、他の行政機関の個別政策を含めた基本的政策に関する事項についての内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使等、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果

たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十六、消費者安全法第二十条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益の擁護及び増進のため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

また、内閣総理大臣は、消費者委員会から勧告を受けたときは、当該勧告の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、適切な対応を行うこと。

二十七、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律の消費者庁の関与の在り方を検討する際には、公益通報の窓口の消費者庁への一元化、表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定を含めた検討を行うこと。

二十八、多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置付け、消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うこと。

二十九、適格消費者団体を始め、消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

三十、地方公共団体の消費者行政の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加えるに当たっては、消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換を目指す消費者庁設置の趣旨にかんがみ、国と地方の役割分担など消費者行政の在り方についても併せて検討すること。

三十一、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

三十二、消費者庁関連三法にかかる政令及び内閣府令の制定に当たっては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、消費者団体を始めとする国民各層の意見を広く反映させるため、丁寧な意見募集及び集約の在り方に配慮すること。

三十三、消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする

こと。
三十四、食品や製品による国境を越えた消費者被害が増加している状況にかんがみ、OECD消費者政策委員会の活動や、食の安全における近隣諸国や貿易相手国との連携を始めとした、消費者安全を確保するための国際連携を強化するとともに、その体制の更なる充実が図られるよう取り組むこと。